

○羽村市工事請負契約最低制限価格設定基準

平成24年3月30日羽総契発第17125号

改正

平成25年8月16日羽財契発第6656号

平成26年3月6日羽財契発第15458号

平成29年2月22日羽財契発第17246号

令和元年9月18日羽財契発第8202号

令和6年2月29日羽総契発第16642号

羽村市工事請負契約最低制限価格設定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、羽村市が発注する工事の請負契約に係る競争入札について、羽村市契約事務規則（昭和39年規則第15号。以下「規則」という。）第26条及び第27条の規定による最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）の設定及び決定方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する工事は、予定価格が130万円以上のものとする。

(決定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（予定価格に有価物である発生材等の売却額が含まれる場合にあっては、当該合計額から当該売却額を控除して得た額）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、最低制限価格は、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内において、市長が他の適当な方法により決定した額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定して入札を行う場合は、規則第8条に規定する公示又は規則第34条第2項に規定する通知に、次の各号に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格を設定した入札において、入札価格（消費税額及び地方消費税額を加えた金額）が最低制限価格に満たない場合は、その入札者を失格とするとともに、当該入札に再度参加できないものとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年8月16日羽財契発第6656号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以降に契約事務を開始する入札に適用し、施行日前に開始した入札については、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月6日羽財契発第15458号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成29年2月22日羽財契発第17246号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に契約事務を開始する入札に適用し、施行日前に開始した入札については、なお従前の例による。

付 則（令和元年9月18日羽財契発第8202号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和6年2月29日羽総契発第16642号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。